

第2回 「八都府県市青少年を守るためのゲームソフトに関する協議会」の結果概要

1 日時・場所

平成20年8月26日（火）14時00分～16時00分 都道府県会館402会議室

2 参加者

別添 座席表のとおり

3 概要

(1) 各構成員の取組の現状について

ア 自治体の最近の取組状況

（東京都）

都が実施したゲームソフト取扱店に対する立入調査の結果について説明がなされた。

（神奈川県）

10月1日から施行される「団体表示図書類」制度の概要について説明がなされた。

イ 関係業界団体の取組の現状について

（C E R O）

審査タイトル数によるレーティング区分の分布及びC E R Oの委託を受けた「ゲームレーティング研究会」が平成19年度に実施した「テレビゲームとレーティングの社会的受容に関する調査」の概要について説明がなされた。

（C E S A）

「年齢別レーティング制度の販売店マニュアル(2008年版)」及び本年5月末から実施した業界自主規制に関する実態調査の結果について説明がなされた。

（日本テレビゲーム商業組合）

加盟店に周知している「18歳以上対象ゲームソフトの販売ガイドライン」及び加盟店に対するZ区分商品販売に関する「誓約書」の提出依頼について説明がなされた。

（ドン・キホーテ）

自社ルールに基づく区分陳列の徹底や販売新人教育の徹底等の状況について報告がなされた。

（ビックカメラ）

自社ルールに基づく区分陳列の徹底に関する状況報告がなされたほか、ソフトメーカーに対しても協力を求めるべきとの意見が述べられた。

(2) 協議会の今後の取組について

ア ゲームソフトの取扱いに関するルールの共通化

家庭用ゲームソフトの販売等については、C E S Aによる「年齢別レーティング制度の販売店マニュアル」で示された方法により取り扱うこととした。

イ 今後の協働取組

有害のおそれのあるゲームソフトから青少年を守るため、今後、協議会構成員が協働し、（別紙）のとおり、取組を進めていくこととした。

(3) その他

- ・神奈川県から「モンスターハンター」に関する報道に言及し、「ゲームソフトの広告にあたっては、年齢別レーティング制度の趣旨に配慮されたい」との発言があった。
- ・次回は、来年1月頃開催する。（予定）

今後の協働取組

(ア) Z区分ゲームソフトの取扱い等に関する販売店への周知徹底

CESA作成の「販売店マニュアル」を各都県市とゲーム関係団体が連携し、首都圏の販売店へ配布する。

- ・業界加盟店（新規商品販売店、日テレ商加盟店等）：CESA、日本テレビゲーム商業組合等が、関係ルートにより配布（済み）
- ・立入調査店舗（上記加盟店・非加盟店を問わず）：4都県が、立入調査等の機会に当該マニュアル等を活用して周知

(イ) 保護者等に対する普及啓発の実施

啓発資料の作成と保護者への配布

4都県全域（4政令市を含む）において、自治体がそれぞれの地域に合った形で保護者への周知啓発に取り組んでおり、今後も継続して取り組んでいく。

(現在の取組み事例)

都県名	取組状況
埼玉県	リーフレット「輝かせよう青春！」配付：「Z区分」ゲームソフトは18歳未満の人は購入できない旨、記載
千葉県	リーフレット「新中学生になって」配付：対象年齢表示マークが参考となる旨、記載 チラシ配付：対象年齢表示マークが参考となる旨、記載
東京都	ファミリールール講座の広報チラシ配付：ゲームソフト購入の際は必ず対象年齢区分を確認すること、特にZ区分は18歳以上のみ対象である旨、記載 チラシ配付・HP掲載：ゲームソフト購入の際は必ず対象年齢区分を確認すること、特にZ区分は18歳以上のみ対象である旨、記載
神奈川県	チラシ配付：「Z区分」ゲームソフトに関する新制度（団体表示図書類制度）の説明を記載（本年9月配付予定） ダミージャケット配付：「Z区分」ゲームソフトは条例により18歳未満の青少年には販売等の制限がされている旨、記載（本年9月配付予定）

東京ゲームショウ（幕張メッセ（千葉市美浜区））における周知活動の実施

日程：10月9日～12日（9日・10日：業界関係者、11日・12日：一般来場者）

方法：A1パネル1枚の展示、同内容のチラシの配架

掲載内容：年齢別レーティング制度及び「Z区分」ゲームソフトは18歳以上のみ対象の旨説明

下段に当協議会名称を表示

各都県市のHPを活用した普及啓発

方法：八都県市における「八都県市青少年を守るためのゲームソフトに関する協議会」のホームページを更新

掲載内容：協議会の結果を中心に掲載し、各取組事項についても状況・結果を随時掲載

業界講師の派遣によるセミナーの開催

八都県市において、CESAからの講師派遣の協力を得て、保護者や教員等を対象とした年齢別レーティング制度等に関するセミナーを開催可能とする（各都県市からCESAへ直接依頼・調整）。